

他工事事故対策について

2021年11月4日 経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

近年の他工事事故の概要

- 単年度の動向:2016年以降、他工事事故の件数は増加傾向である。直近の2019年は全事故件数の28.6%、2020年は同27.1%となった。
- 過去5年間の動向: 2016年~2020年に発生した他工事事故は244件である。 設備別には、埋設配管180件、露出した供給管/配管28件、未撤去容器/貯槽は7件である。 工事別には、上下水道工事によるものが70件(28.7%)と最も多く、次いで解体工事55件 (22.5%)となっている。この2つの工事起因の事故が他工事事故の半数以上を占めている。また、工事の連絡がないこと、工事事業者がガス管を認識していないこと等が要因となっており、周知・啓発活動の強化などが望まれる。

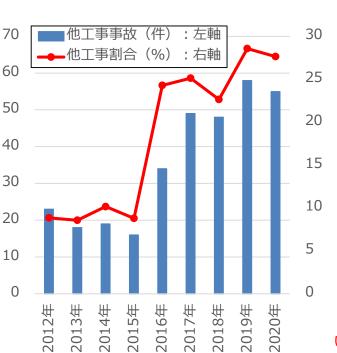


図:他丁事事故件数の推移(暦年)

表:他工事事故の原因等

在,他工事手做9000百分 (单位,什么)						
工事等	工事別件数	全件数に 占める割合	漏えい等の場所			
			埋設された 供給管/配管	露出した 供給管/配管	未撤去の容 器/貯槽	その他
上下水道工事	70	28.7%	62	7	0	1
解体工事	55	22.5%	40	8	4	3
掘削工事	23	9.4%	22	0	0	1
改装等工事	20	8.2%	3	4	0	13
建設工事	12	4.9%	12	0	0	0
草刈り等作業	11	4.5%	4	6	0	1
その他	53	21.7%	37	3	3	10
合計(件数)	244	100%	180	28	7	29

上下水道工事70件のうち、55件(78.6%)が<mark>事前連絡無し</mark>の工事。工事業者はガス管が埋設されている認識が無い状態で工事を実施。水道管と<mark>誤認識</mark>して切断した事故も発生。

解体工事55件のうち、41件(74.5%)が集合供給方式。住宅を解体する際に<mark>埋設供給管に気づいていない</mark>ことも要因。

(畄位・姓粉)

・啓発活動の展開

【国の取り組み】

- 経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、事故防止の徹底を毎年要請。
- 特に工事事業者に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の 事前照会、ガス管近くで火気や電動工具の使用を避けること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速や かに連絡をすること等を要請。
- | 今後とも「液化石油ガス安全高度化計画2030 |に基づき、工事の事前照会についての周知・啓発| (安全な作業、酸欠防止事故等)、立会いを展開する予定。

【LPガス業界の取り組み】

- 4県(長野県・岡山県・島根県・兵庫県)のLPガス協会は、会員企業等に「埋設管表示シール | を配布。
- 販売事業者は、他工事事故発生時に一般消費者等及び他工事事業者に対して、事前の連絡等 の徹底を要請。

「液化石油ガス安全高度化計画2030」

第4章 販売事業者起因事故対策

- 2. その他事故防止対策
- (1)他工事事故防止対策

道路に埋設されたガス管などの他工事事故対策につい ては、LPガス事業者により地道な周知活動が行われてい るが事業者の努力だけで事故を防止するのは難しいため、 他工事事業者から現場の他工事従事者に至るまで広く 周知・徹底が図られるよう、他工事事業者・他工事従事 者、国、都道府県及びLPガス事業者等による連携した取 組を実施する。



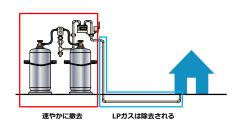
敷地内で工事を行う際は、

更なる普及・啓発などの検討

内容	事故動向・事例	課題
契約終了後の速や かな撤去	使用されなくなったLPガス設備が残置された場合に、他工事業者がLPガス設備を損傷するケースが発生。 【事故事例】空き家において、解体工事業者が作業中に当該空き家敷地内に残存していた埋設供給管を重機で損傷し、漏えいが発生した。(2018/10/26 埼玉県)	使用されなくなった供給設備(液化石油ガスの入った容器、バルク貯槽を含む)については、一般消費者等から要求があった場合に遅滞なく撤去することが義務付けられている。(撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合を除く。/規則第16条第16号)。実際には一般消費者等から撤去を要求されず、撤去がなされないことが多い。
販売事業者への連 絡(周知)	・他工事の際にLPガス配管の埋設箇所、埋設深さがわからず、 掘削等の際に誤ってLPガス設備を損傷したり、露出した配管で あっても、草木により隠れていることなどが原因で、他工事業者 が誤ってLPガス設備を損傷するケースが発生。 【事故事例】一般住宅において、他工事業者が下水道改修工 事中に誤って埋設配管をコンクリートカッターで切断し、漏えいが 発生した。他工事業者は販売事業者と事前打ち合わせを行わ なかった。(2020/11/28 福岡県)	LPガス設備の周辺で他工事を行う際には、他工事業者とLPガス販売事業者で他工事に関する事前協議を行うことが望ましいが、このことについては、法令で定められておらず、他工事業者・LPガス販売事業者の自主的な取り組みにより行われている。
埋設管などの表示	他工事業者が地面掘削の際に誤ってLPガス設備を損傷するケースが発生。 【事故事例】一般住宅において、他工事業者が下水道改修工事中に誤って埋設配管をコンクリートカッターで切断し、漏えいが発生。(2020/11/28 福岡県)	令和3年度委託事業において過去の事故事例を分析し、事 故抑制の効果のある場所(道路に埋設される配管)、供給 形態(大量漏えいにつながる集合供給など)、部位(埋設配 管の立ち上がり部)などを特定し表示のあり方を検討。

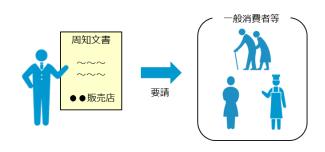
契約終了後の速やかな撤去

▶ 供給契約が終了した場合は、消費設備側で他工事事故の例も考えられるため、一般消費者等の要求が無くとも供給設備等(液化石油ガスの入った容器、バルク貯槽を含む。)は遅滞なく撤去することを販売事業者に対する義務付けとして検討。



一般消費者等への周知

▶ 敷地内で工事を行う場合は、事前に販売事業者へ連絡を行うように要請を周知文書に記載。



埋設管の表示

- ▶ 埋設の始点、終点に埋設管が敷設されている旨 の表示。
- ▶ 埋設管の近くの見えやすい場所に警告の表示。

